

居住地の届出、他

【問題1】

(1) 以下の文章の下線部分に適切な語句(社会人が使う用語)を入れなさい。

外国からの留学生や中長期在留者は入国後在留カードを受け取ります。

在留カードは日本の\_\_\_\_\_大臣が3ヶ月を超える在留資格を持つ外国人に対してその外国人が法律に適して在留する者であることを\_\_\_\_\_するものです。

在留カードを受け取った後、\_\_\_\_\_以内に居住地にある①\_\_\_\_\_で居住地の届け出をする必要があります。

居住地の届け出をすることにより、後日\_\_\_\_\_カードが郵送されます。

郵送されたカードは、銀行口座を\_\_\_\_\_する場合に提示を求められることがあります。

居住地にある①\_\_\_\_\_においては国民②\_\_\_\_\_に加入することができます。

国民②\_\_\_\_\_に加入すると国民②\_\_\_\_\_被保険者証が交付されます。

国民②\_\_\_\_\_証があれば、病気やケガをした際に病院などに通った時、実際の費用の\_\_\_\_\_%の料金の支払いで受診することができます。

3ヶ月以上日本に滞在する外国人は国民②\_\_\_\_\_への加入は\_\_\_\_\_されています。(必ず加入する必要があります)

日本に住む20歳以上60歳未満の者は、外国人の方を含め③\_\_\_\_\_に加入し

③\_\_\_\_\_保険料を納めることが義務付けられています。

③\_\_\_\_\_は、10年以上納付することで原則として65歳から\_\_\_\_\_を受け取ることができます。

会社に勤める人(会社員)は、③\_\_\_\_\_の代わりに\_\_\_\_\_に加入します。

(2) 以下の文章の下線部分に適切な語句(社会人が使う用語)を入れなさい。

居住地の届け出をすることにより、その居住地に住んでいることを証明する書類である

④\_\_\_\_\_を有償で交付してもらうことができます。

一般的に④\_\_\_\_\_と呼ばれているものは、「④\_\_\_\_\_の写し」です。

「④\_\_\_\_\_の写し」は、土地建物の売買や、賃貸\_\_\_\_\_を結ぶ際に必要となります。

また、アルバイトや会社に\_\_\_\_\_する際にも通常提出を求められます。